平成２１年（フ）第３９３号
岡山県井原市上出部町578番地１ミズタニハイツ201号
債務者　谷本　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
広島県安芸高田市吉田町常友226―２―６、住民票上の住所広島県安芸高田市吉田町竹原967番地
債務者　小林　重雄
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第７１号
広島県三次市西酒屋町1132番地１　201号
債務者　國井　和也
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第６３号
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬794番地
債務者　中竹　宏一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第１７５号
北海道滝川市東滝川町１丁目４番11号　東栄団地42号
債務者　横山　美穂
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
北海道滝川市西町５丁目５番16号
債務者　前田　洪資
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
北海道滝川市西町５丁目５番16号
債務者　前田　順子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
北海道赤平市茂尻中央町北２丁目６番地
債務者　佐々木孝子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
北海道芦別市中の丘町１番地
債務者　島倉　武志
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
北海道滝川市黄金町東３丁目７番18号ラポートハイツⅢ　K号室
債務者　石野　進一
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第４８３号
群馬県高崎市藤塚町80番地１　松谷コーポ201号
債務者　松島　友幸
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４８４号
群馬県高崎市藤塚町80番地１　松谷コーポ201号
債務者　松島　建城
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１２９７号
さいたま市緑区大字三室2458番地16　東旺マンション301
債務者　小林　京子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
埼玉県草加市新栄町1000番地新栄町団地１―７―302
債務者　佐藤　鮎美（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７０９号
川崎市高津区上作延410番地　ヌーサヴィルN号
債務者　水野小夜子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７１１号
川崎市川崎区池上町６番８号　ハセガワコーポ101
債務者　海老原　カルメリタ　サンタ・アナ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７５７号
川崎市高津区子母口69番地　カーサ32　205
債務者　佐藤　俊哉
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係